

—医療事故裁判のリアル—

## 法医学者の使命「人の死を生かす」ために

吉田 謙一 著

岩波新書 税込定価880円 2021年8月刊行

気楽に読める一般向けの本で、アンダーライティングに役立つ最新知識をゲットしよう。そんなコンセプトのブックガイドです。第112回目のテーマはやや医師向けですが「医療過誤と刑事裁判」。

第107回「死体格差」の中で、日本の警察主導の死因究明では犯罪の見逃しと冤罪が起りやすいことを知りましたが、われわれ医師にとって他人事でないのは医療関連死における臨床医への理不尽な責任追及です。そこで読んでおきたいのが今回の「法医学者の使命 『人の死を生かす』のために」です。

著者は、法医学の大学教授を退官して大阪の監察医務監になった1953年生まれの法医学者です。前半はよくある法医学OBモノという感じだったのですが、後半の「医療事故と刑事裁判」「どうすれば、冤罪を防止できるか」で取り上げられる医療事故裁判のケースレポートがとてもリアルで、「他人事ではない」と読みふけることになりました。

医療事故と法医学の微妙な関係を含めて、結構濃厚な世界を知ることができました。医療に携わるものであれば、第3章と第4章だけでも読むことを強くお勧めします。

医療事故をとりまく登場人物、警察・検察・裁判官、さらに法医学者・病理学者・関わった臨床医・関わらないのに安易に証人になる医師たち…そこで繰り上げられる、公平な目からみた真相解明とは程遠い法廷闘争。これはひどいです。これでは冤罪が起こるよね…と思わざるを得ないです。

本書のケースレポートの中から、いくつか紹介します。

### (1) 1955年の東大ルンバール事件

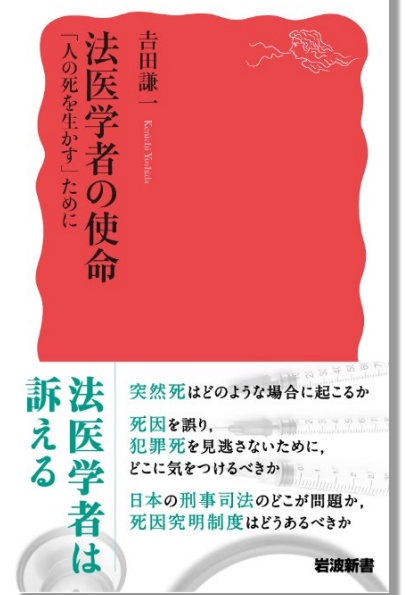
医療で障害を残した被害者と家族に補償するため、裁判官が医師のミスであるとする科学的根拠なき因果関係（ルンバールと脳出血）の認定という、変な論理がまかり通るようになってしまいました。著者曰く、「東大ルンバール事件判決が示す法律家の法的判断至上主義と科学軽視の意識が、多くの裁判で私が感じてきた裁判官や検察官の科学的根拠軽視の根底にあると感じる（P125）」。

「被害者がいるなら加害者がいるはず」という考え方を医療の不確実性にあてはめることの愚です。

### (2) 2004年の福島県立大野病院事件

この事件は医師が逮捕されたという衝撃もあって注目されましたが、ここでも「検察・警察が医師を逮捕・起訴した背景には、医療事故発生後、病院が保険を使って遺族に補償をするには医師の過失と患者死亡との間の“因果関係”を認めなければならないという事情に基づいて作製された事故調査報告書があった（P137）」とあります。

…これも医師側には怖い話です。



ただし、こちらは弁護団のがんばりで、「安福弁護士を中心とする弁護団のメンバーは、病理医Cの説明を丁寧に聴き、多くの産科医に手術の場面を再現してもらいながら疑問をぶつけて勉強し、議論を重ねたという。その理解に基づいて、決定的な科学的根拠となる事実を複数見つけ、法廷で、被告人、弁護側・検察側証人、検察官に対して、『真実の曝露』と『無知の曝露』を促す弁論を展開したことが功を奏した。(P140)」…となりました。

また、「検察側の病理医Bは、癒着胎盤の診断経験が乏しいうえ、担当医の見解や子宮の肉眼所見を参照しなかった。(P140)」の記述には、なんともお粗末な病理医の参考人、としか言えません。

さらに、病理解剖が多くの場合臨床医の立ち合いのもと行われるのに対し、司法解剖では医療専門家の意見を聞くシステムがなく、臨床医との連絡が法的制限を受けているというのも驚きの事実でした。

### (3) 1999年の杏林大学医学部付属病院割りばし事件

検察側はすべての証拠を開示する義務はなく、自分たちに不利な陳述は証拠として採用しません。その証拠を検察側しか知らなければ、握りつぶされることになるのです。

「(無罪にはなったものの) 検察官が、解剖所見・診療経過に関する十分な情報を提供した上で解剖執刀医である村井教授や第三者専門家に予断なき意見を聴取する、といったことをせずに、村井鑑定と異なる自らの「見立て」に従って事件を処理しようとしたことが、誤った起訴から刑事裁判の混乱を招いた根本原因であることがわかる。」

「(中略) 司法解剖の情報や鑑定書、刑事捜査の過程の情報が関係者に開示されず、第三者専門家の評価・チェックを受けないまま、専門的な知識の乏しい検察官が自らの見立てに沿って捜査を進め、起訴できることが、本件に限らず冤罪事件全般の背景にある。この刑事司法システムを変えない限り、冤罪はなくなる。(P158)」

このように、結局は見込み捜査問題に至ります。

これらの事例の裁判経過を法医学者の解説で読める機会なんてめったにないので読みごたえ十分の一冊です。保険医学においても、自殺か他殺か・事故死か自殺かなど検死結果が支払に与える影響はけっこう大きく、日本の死因究明制度のみならず死因がからむ裁判もまた闇の部分があることをアンダーライター・査定医は認識しておくべきですね。(査定職人 ホンタナ Dr. Fontana

2023年5月)